**平成２９年（フ）第２１６号**
三重県四日市市楠町北五味塚2171番地１　レオパレス茶ノ木102、前住所三重県四日市市あかつき台２丁目２番地71
債務者　野澤　英樹
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第２２６号**
三重県三重郡川越町大字豊田539番地１　シティハイツレインボーＣ棟　１Ａ
債務者　佐々木絹子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第２３６号**
三重県四日市市相生町２番20号　ルフラン相生305、前住所三重県四日市市九の城町４番16号　メゾン鹿802
債務者　山本美斗里
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第２４６号**
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川団地８－107
債務者　山本　周平
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成３０年（フ）第２号**
三重県四日市市笹川３丁目234番地１　第二県営３－301
債務者　塚本　七恵
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１８５号**
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3531番地
債務者　稲本　悦生
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成３０年（フ）第３２号**
京都市南区唐橋琵琶町９番地　第一洛西ハイツ305
債務者　大島　　藍
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成３０年（フ）第６号**
愛媛県松山市小坂４丁目４番29号　わかば荘101号
債務者　宮田　球子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
松山地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第４号**
愛媛県大洲市長浜甲959番地２
債務者　田渕　弘樹
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成３０年（フ）第５号**
愛媛県大洲市長浜甲959番地２
債務者　田渕　光枝
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
松山地方裁判所大洲支部

**平成３０年（フ）第４号**
愛媛県西条市丹原町池田1806番地１
債務者　寺町　英樹
1　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成３０年（フ）第６号**
宮崎市太田２丁目１番18号　永吉ビル102号
債務者　濵砂　仁美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成３０年（フ）第２５号**
宮崎県児湯郡新富町大字下富田4175番地19
債務者　梶原真紀子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第５５１号**
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目３番３－13号
債務者　豊西　　節
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成３０年（フ）第１１号**
北海道小樽市最上２丁目11番9302号　最上団地９号棟、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目15番14号
債務者　長原　知江（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第２１９号**
青森市けやき２丁目18番21号　レジデンスＴ７号
債務者　川村　　翼
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係